

青山学院大学 研究教育倫理にかかる指針

2025 年 6 月 9 日策定

（目的）

この指針は、青山学院大学（以下「本学」という。）の建学の精神の教育方針を実現するために、本学で研究活動を行う者（以下「研究者」という。）が社会からの信頼と負託に応えることを目的として、日本学術会議声明「科学者の行動規範（平成 25 年 1 月 25 日）に準拠して定める。

（研究者の基本的責任）

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

2 研究者は、自らが行う学術研究に対して常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

3 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動することに努める。

（社会的期待に応える研究）

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する

（説明と公開）

5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める

（研究成果の利用の両義性）

6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(公正性)

7 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、発表等の過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

7-2 研究成果の発表に当たっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者のみを著者又は発表者とする。

7-3 他者の不正行為に関する苦情及び相談を受けた場合又は不正行為に気付いた場合は、速やかに本学の諸規程等によって定められた手続きを行う。

7-4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

8 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。実験動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

9 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(法令の遵守)

10 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

11 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、セクシュアリティ、地位、思想・信条、宗教、その他あらゆる事由によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(環境・安全への配慮)

12 研究者は、実験等に用いる施設、設備、装置、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物、薬品等を取り扱う場合には、法令及び関係規則並びに本学の諸規程等を遵守し、研究に従事する者、その他の本学構成員及び学外者並びに生物及び環境に対し、いかなる危険を及ぼすこともないよう、その安全管理に万全を尽くす。また、研究で用いた廃液、薬品、材料等は、法令を遵守の上、環境に害を与えないよう責任を

もって処理する。

（利益相反の防止）

13 研究者は、研究活動における社会連携活動を行うに当たり、利益相反行為を未然に防ぐ最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をする。

（承認を受ける義務）

14 研究者は、本学の諸規程において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該諸規程等によって定められた手続きによって承認を受ける。

14-2 前項のほか、法令又は当該分野の学会の規程等において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該法令又は規程等で定められた手続きによって承認を受ける。

（研究を支援する者の責務）

15 本学において研究者の研究活動を支援する全ての者は、この行動規範に反する行為を為さず、また、不正行為の防止を行い、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

（大学の責務）

16 本学は、この行動規範の運用を実効あるものにするとともに、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施する。

16-2 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。

16-3 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

16-4 本学は、本学の研究活動における倫理上及び安全管理上整備すべき事項について、必要な措置を講じる。

16-5 本学は、研究者が研究活動を行う上で、遵守すべき行動規範について必要な制度等の整備及び改善を、継続して実施する。

以上